2

(九)　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第八条関係）

(十)　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置に改めた上、その適用期限を令和五年三月三一日までとすることとした。（附則第八条関係）

(十一)　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の情報技術事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした。（附則第八条関係）

(十二)　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした。（附則第八条関係）

事業税

(一)　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第九条関係）

(二)　給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次のとおり改めた上、その適用期限を令和五年三月三一日までとすることとした。（附則第九条関係）

(1)　新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が一〇〇分の二以上である場合に特例措置を講ずることとした。

(2)　控除額について、控除対象新規雇用者給与等支給額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とすることとした。

(三)　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気供給業を行う法人の収入金額のうち、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第九条関係）

(四)　電気供給業のうち、電気事業法第二条第一項第一五号の三に規定する特定卸供給事業（以下「特定卸供給事業」という。）に係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金一億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとした。（第七二条の二関係）

(五)　電気供給業のうち、特定卸供給事業に対する法人の事業税の標準税率を次のとおりとすることとした。（第七二条の二四の七関係）

(1)　資本金一億円超の普通法人

イ　収入割　一〇〇分の〇・七五

ロ　付加価値割　一〇〇分の〇・三七

ハ　資本割　一〇〇分の〇・一五

(2)　資本金一億円以下の普通法人等

イ　収入割　一〇〇分の〇・七五

ロ　所得割　一〇〇分の一・八五

(六)　電気供給業のうち、電気事業法第二条第一項第一一号の二に規定する配電事業（以下「配電事業」という。）及び特定卸供給事業に係る法人の事業税の分割基準を、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準とすることとした。（第七二条の四八関係）

(1)　配電事業　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

イ　ロに掲げる場合以外の場合　課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の所在する道府県において発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第一八号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。）と電気的に接続している電線路（一定の要件に該当するものに限る。以下同じ。）の電力の容量に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

ロ　事業所等の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電気的に接続している電線路がない場合　課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(2)　特定卸供給事業　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

イ　ロに掲げる場合以外の場合　課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

ロ　事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合　課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(七)　(四)から(六)までに伴う所要の措置を講ずることとした。（第七二条の四一、第七二条の四八及び附則第九条関係）

(八)　令和四年四月一日から令和九年三月三一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、ガス事業法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者で一定の要件に該当するものが分社化した後の当該分社化に係る一定のガス事業者の間で行う取引のうち、ガスの安定供給の確保のため必要な取引に係る収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

3

不動産取得税

(一)　都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産について、当該取得が令和五年三月三一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一一条関係）

(二)　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地について、当該取得が令和六年三月三一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の二に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第一一条関係）

(三)　マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置について、対象を特定要除却認定マンション又はその敷地とすることとした。（附則第一〇条関係）

(四)　農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置について、対象に福島復興再生特別措置法の規定による公告があった一定の農用地利用集積等促進計画に基づき取得する土地を追加した上、その適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(五)　福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備推進法人が取得する帰還環境整備事業計画に記載された事業により整備する一定の特定公共施設等の用に供する土地に係る課税標準の特例措置について、対象を帰還・移住等環境整備推進法人が帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備する一定の特定公共施設等の用に供する土地とすることとした。（附則第一一条関係）